

平成〇〇年（東）〇号

申立人 X 外428名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解案受諾勧告書2

令和元年11月7日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 桑野 雄一郎

同 松本 佐弥香

第1 受諾勧告

仲介委員が平成30年10月1日付け和解案提示理由書で提示した和解案（以下「本和解案」という。）に対し、被申立人は、同年11月9日付け回答書（以下「回答書1」という。）でこれを受諾できない旨を回答した。

その後、仲介委員が同年12月21日付け和解案受諾勧告書（以下「受諾勧告書1」という。）で本和解案の受諾を勧告したのに対し、被申立人は、平成31年1月31日付け和解案受諾勧告書に対する回答書（以下「回答書2」という。）及び令和元年7月22日付け回答書（以下「回答書3」という。）で、いずれも本和解案を受諾できない旨を回答した。また、申立人が令和元年8月23日付け意見書で回答書2及び3に対する反論を述べたのに対して、被申立人は、令和元年10月11日付け回答書（以下「回答書4」という。）で上記申立人意見書の反論に回答すると共に、改めて本和解案を受諾できない旨を回答した。

被申立人が回答書1で主張する内容に合理的な和解案拒否理由を見出すことができないことは受諾勧告書1で指摘したとおりであるが、以下第2で述べるとおり、回答書2ないし4で主張する内容にも、何ら合理的な和解案拒否理由を見出すことはできない。

よって、仲介委員は本和解案を維持することとし、被申立人に対して本和解案を速やかに受諾するよう改めて勧告する。

第2 理由

（本書では、本和解案で定義した用語を引き続き用いる。）

1 回答書2について

(1) はじめに

回答書2において被申立人が主張する内容の大半は、回答書1第2の2及び5において主張する内容と実質的に同趣旨のものである。かかる被申立人の主張が、

本和解案が認定した損害等を合理的に否定する根拠たり得るものでないことは、受諾勧告書1第2の1及び4等で既に詳細に説明したとおりである。

以下では、被申立人が回答書2で付加ないし補足した主張及び提出証拠を取り上げる。

(2) 付加ないし補足された主張及び提出証拠について

ア 裁判例について

被申立人が回答書2で新たに指摘する裁判例（福島地裁いわき支部平成26年9月10日判決、控訴審仙台高裁平成27年1月21日判決）は、本件事故時にいわき市に居住していた原告が被申立人に慰謝料を請求したところ、当該請求が棄却された事案である。

被申立人は、原告が家庭菜園を行っていたことなどを挙げて、本件と類似の事例に関する同裁判例において追補を超える損害の発生が否定されている旨を主張するが、同裁判例は「帰宅後の生活上の制約についても、その制約の内容、程度に加え、本件和解において自家消費野菜に係る損害が計上されていることにも鑑みると、慰謝料の発生を認めるのが相当な程度に至っているものということはできない」（地裁判決）と判示していることから、生活上の制約の内容や程度にかかわらず慰謝料の発生を否定する趣旨でないことは明らかであるところ、同裁判例の原告と玉野地区の住民では生活上の制約の内容や程度が同じであるとは認められないのであるから、同裁判例は、本和解案が認定した損害を否定する根拠となるものではない。

また、被申立人は、同裁判例が、福島第一原子力発電所の状況や本件事故による健康被害に対する不安や懸念等について「本件原発の状況が一応の安定を見せており、自己の生命、身体等に対し直ちに具体的な危険を及ぼす状況には必ずしもなく」「こうした不安、懸念等については慰謝料の発生を認めるに足りるほどの具体性、客観性を有するものではない」（地裁判決）と判示した部分を引用して、本和解案が認定した損害も否定される旨を主張するが、本和解案が認定した損害は、上記判示部分における判断の対象である福島第一原子力発電所の状況や本件事故による健康被害に対する不安や懸念等とは異なるものであるから、被申立人の主張は当たらない。

イ 相馬市復興計画について

被申立人は、回答書2において、本和解案が本件事故から半年を経過しても相馬市から復興に向けた具体的な道筋が示されなかったと認定したことに對して、平成23年8月に相馬市復興計画が策定されていることを新たに指摘して反論する。しかし、同計画の内容を見ると、たとえば玉野地区に関しては「放射線量が高い玉野地区において、より詳細なメッシュ測定を実施します」等の記載があり、いまだ放射線量の把握が十分でないことが前提となっていること

に加え、相馬市の除染に関しては「除染に関する計画を策定するとともに、対策についての指針をまとめます」等の記載に留まっいて、具体的な時期の目途すら示されていない。このような計画が平成23年8月に示されたからといって、本和解案が認定した申立人らの生活阻害の状況と不安を一定程度緩和し得る客観的事実が生じたと認めることは到底できない。

- (3) 以上のとおり、被申立人が回答書2で主張する内容は、いずれも、本和解案が認定した損害を合理的に否定する根拠たり得るものではない。

2 回答書3について

(1) はじめに

回答書3も、回答書1及び2と同趣旨の内容を多く含むが、受諾勧告書1を受けて被申立人が改めて和解案拒否理由を述べているので、その内容を順に検討する。

(2) 第2の2「玉野地区の生活阻害に関する事実認定について」について

ア アンケートのみでは証拠として不足である旨の主張について

被申立人は、本和解案が認定した玉野地区の生活阻害は「概ね、申立人に対するアンケートに基づき」認定されたものであり、アンケートは「申立人らによる主張を繰り返すものであり、そのみでは、玉野地区の生活阻害の内容・程度を評価するに足りる証拠とはいえません」などと主張する。

しかし、本和解案は、アンケートだけではなく、放射線量の資料等の客観的な証拠、現地調査の結果、多数の詳細な陳述書、公正な手続きを踏んで選定された申立人15名の口頭審理期日における陳述の聴取（被申立人代理人が申立人らに直接質問する機会も与えられた。）などの証拠を総合的に評価して玉野地区の生活阻害の内容や程度を認定したのであって、証拠評価や事実認定に関する被申立人の批判は当たらない。

なお、被申立人は、後述する回答書4では、陳述書や口頭審理期日における陳述も全て主観的認識に基づくものであり、玉野地区の生活阻害を客観的に確認することはできないなどと補足して主張する。

しかし、本件では、アンケート、陳述書及び口頭審理期日における陳述については、その内容の合理性や具体性、他の証拠との整合性、口頭審理期日における被申立人代理人からの質問に対する回答なども踏まえてこれらの証拠を評価し、他の客観的な証拠等も検討した上で事実認定をしているのであるから、被申立人の批判は当たらない。

イ 野菜等の忌避は自主的な選択の結果である旨の主張について

被申立人は、本和解案が、申立人らが本件事故後に農作物の栽培を中断するなどした事実を踏まえて損害を認定していることに関連して、「野菜等の

忌避については、出荷制限命令等が出されていない以上は、申立人らの自主的な選択の結果であり、そのような行動が被申立人に帰責されることを前提に損害を評価することは、結論の先取りと言わざるを得ません」などと主張する。

しかし、出荷制限命令等や政府による避難指示等に基づく選択の余地のない行動によって生じた損害に限らず、自主的な行動選択によって生じた損害であっても、かかる行動を選択したことについてやむを得ない事情が認められる場合には被申立人が賠償すべき損害と認められることは中間指針等によって示されているところである。仮に、被申立人が、自主的な行動選択によって生じた損害については被申立人に帰責されないのであって、一切その賠償義務はないと主張するのであれば、それは中間指針等の趣旨に反するものである。

そして、申立人らが農作物の栽培を中断するなどの選択をしたことについてやむを得ない事情が認められることは、既に本和解案が認定した事実から明らかである。

すなわち、玉野地区では本件事故発生当初の時期から自主的避難等対象区域の中では非常に高い放射線量が測定されていたこと、特定避難勧奨地点の指定の要否を判断するための詳細調査が平成23年8月にそのほぼ全域で実施されたこと、玉野地区の南側に隣接する飯舘村が計画的避難区域に指定され、西側に隣接する伊達市では多数の特定避難勧奨地点が指定されたことなどからすれば、たとえ出荷制限命令等が出ていないとしても、玉野地区の土壌が深刻に汚染されていると判断して農作物の生産を断念したことは、客観的な状況に基づくやむを得ない選択であったといえる。

実際に、玉野地区の平成23年当時の農地の汚染状況が深刻なものであったことは、平成24年産稲の作付制限区域に指定されていることから客観的にうかがえるところである。また、上記のような状況において、玉野地区での農作物の線量測定を可能とする措置がとられたのは平成23年の年末頃に至ってからであり、その測定結果においても、玉野地区で産出された様々な農作物から、基準値を超える濃度の放射性物質が多数検出されており、現実に放射性物質濃度が基準値を超えていたことを理由に平成23年12月以降も自家栽培の野菜の摂取を中断し続けた申立人らも存在することからすれば、それ以前の時期において、玉野地区の農作物等が相当程度高い濃度の放射性物質を含む可能性が高いと判断して、栽培や摂取を断念することは、やむを得ない選択であったといえる。

以上のとおり、本和解案が、申立人らが本件事故後に農作物の栽培を中断するなどしたことを認定した上で損害を認定していることについて、「結論の先

取り」であるとする被申立人の批判は当たらない。

**ウ 自治機能が損なわれたこと等は、それらを認定するに足りる証拠はなく、
法律上保護された利益の侵害でもない旨の主張について**

被申立人は、本和解案が認定した玉野地区の自治機能の低下や、過疎地である玉野地区において地区消滅のおそれが急激に現実のものになったという事実について、「それらを認定するに足りる証拠は提出されていないうえ、仮にそれらが客観的事実と一致するとしても、自治機能が損なわれたことや、地区消滅の可能性それら自体では、法律上保護された利益の侵害を基礎づける事実とはいえません」と主張する。

しかし、本和解案は、若年層等の多くが自主的避難をしたことやその影響として、自治組織の機能の維持が困難となり地域コミュニティの機能が大きく損なわれたこと、過疎化の進行の急激な加速が生じたこと及びそれらの住民の意識への影響等について事実認定した上で、「子どもがいる若年層の世帯を中心に相当数の住民が同地区を離れたため、見守り、助け合い、消防団の形成など重要な自治機能が大きく損なわれた」こと及び「過疎地である玉野地区において、地域消滅のおそれが急激に現実のものと感じられるようになった」ことを認定しているところ（第2の3（2）イ）、これらの事実の認定は、アンケート及び陳述書における複数の記載（例えば「一番不安に感じることは、有事の際の対応です。万が一、火事が起こったときには、残った年寄りでは対応することが難しいです。原発事故前、若い世代は、消防団という形で玉野の安全を守ってくれていました。」「子どもたちが自然に減って、過疎化していくならば、それも玉野地区の運命としてやむを得ないことかもしれません。玉野地区に住む高齢者たちも、それにあわせて自分たちの生活を変えることもできたでしょう。しかし今回は違います。一気に子どもたちがいなくなってしまうと、残された高齢者の生活は立ちゆかなくなってしまうのです。」等の記載。）、口頭審理における複数名の陳述（例えば「消防団は、各地区10名くらいの勘定だったと思うが、事故後は各地区4名ほどしかいない。今後玉野地区について、災害が起きたときにこれからどうするのかと不安だ。」「救急車を呼んだときは、救急車が来るまで民生委員が対応することになるのだが、若い人がいないので本当に大変である。」旨の陳述。）等の多数の具体的な証拠を検討した結果に基づいているのであるから、「それらを認定する証拠は提出されていません」という被申立人の批判は当たらない。

また、本和解案は、自治機能の低下や、過疎地である玉野地区において地区消滅のおそれが急激に現実のものになったという事実を、玉野地区の住民が被った複合的かつ広範な生活上の不利益に含まれる一つの要素として考慮しているものであり、この点は、受諾勧告書1で既に敷衍して説明したとおりである

(第2の4(3))。したがって、これらの事実を個別的にとらえて、「自治機能が損なわれたことや、地区消滅の可能性それら自体では、法律上保護された利益の侵害を基礎づける事実とはいえません」という被申立人の批判は当たらない。

(3) 第2の3「玉野地区の生活阻害の評価について」について

ア (1)「玉野地区の生活阻害が玉野地区に「特有」とであると評価する点について」について

被申立人は、個々の生活阻害は他の自主的避難等対象区域の住民にも発生したものであり、玉野地区に特有ではないと主張するが、かかる主張が本和解案を否定する根拠にならないことは、受諾勧告書1で既に述べたとおりである(第2の4)。

続けて被申立人は、「本理由書記載の提示理由によれば、貴センターは、玉野地区の生活阻害が複合的かつ広範に生じたことを理由に玉野地区の生活阻害が「特有である」と評価されていると理解いたしました。しかしながら、前記のとおり、もともとの生活阻害が「特有」ではない以上は、仮に生活阻害が複合的かつ広範に生じたとしても、「特有な」生活阻害に転化することもあり得ません」と主張する。

しかし、本和解案は、個々の生活阻害自体が、玉野地区に特有なものに転化するなどは述べていない。本和解案が認定した損害は、玉野地区の住民の生活スタイル等を前提として、同地区が高い線量の放射能汚染を被った結果、その生活全体を根底から毀損されることとなり、複合的かつ広範な生活上の不利益を被ったこと(玉野地区特有の生活阻害)及び、生活全体を根底から毀損されたこと等から生活再建への深刻な不安等(生活再建への不安等)を抱かざるを得なくなったことによって生じた強い精神的苦痛であり、それが特有であると評価しているのである。玉野地区と同程度に、複合的かつ広範な生活阻害を被った地区が自主的避難等対象区域に一般的に見られると反論するのであればともかく、個々の生活阻害が他でも見られるという反論は、本和解案を否定する根拠とはならない。

イ (2)「玉野地区の住民の生活が「根底から覆された」点について」について

被申立人は、本和解案が認定した玉野地区の日常生活阻害の程度について、「玉野地区の住民の生活が「根底から覆された」という評価は、控えめに見ても過剰であると思われます」と主張する(なお、本和解案は「根底から覆された」ではなく「根底から毀損された」と評価している(第2の3(2)ウ)ので、以下では「根底から毀損された」との評価について敷衍する。)

その理由として、被申立人は「申立人らの約9割の世帯が玉野地区での生活

を継続されている」と主張し、後述する回答書4においても、「申立人らに対するアンケートによれば申立人らの約9割の世帯が玉野地区での生活を継続している」として、同様の主張を繰り返し述べている。

しかし、アンケートによれば、「原発事故後に家族の中で避難した人はいない」と回答した世帯は全体の約62%（85世帯）であり、自主的避難を実行した人がいる世帯は約38%（51世帯）であるから、約4割の世帯において、家族の全部または一部が玉野地区での生活を中断して自主的避難を実行している。また、未成年者を含む申立人世帯（31世帯）では、自主的避難を実行した人がいる世帯は約80%（25世帯）に及んでおり、未成年者を含む申立人世帯の約4割は、平成24年以降も続く長期避難をしている家族がいる。

すなわち、アンケートで「避難を考えたが避難しなかった、または、できなかった」と回答した人がいる世帯（すなわち、避難をしなかった人がいる世帯）が約88%あるといっても、これらの世帯においても本件事故前と同様の家族構成による生活が継続されていたわけではなく、家族の一部が避難するなどにより家族構成に変動が生じ、生活の基盤に大きな変化があった世帯が多く存在したことは明らかである。

以上のとおり、玉野地区での生活を継続した申立人らと、中断して自主的避難をした申立人らの割合に着眼してみても、本件事故が玉野地区の住民の生活に与えた影響の大きさが容易にうかがえる。

また、本和解案で述べたとおり、玉野地区の住民にとって、豊かな自然の恵沢や地域コミュニティは、玉野地区の生活の根底にあって必要不可欠なものであった。それらが存在することが、玉野地区に居住し生活を続ける理由であり意義であった。ところが、同地区が高い線量の放射能汚染を被った結果、豊かな自然の恵沢を基盤とする生活が継続できなくなり、若年層を中心に多数の住民が玉野地区を離れたために地域コミュニティの自治機能が大きく損なわれたり、地区消滅のおそれが急激に現実のものと感じられるようになったりしたのであるから、玉野地区の住民にとってかけがえの無い生活基盤が毀損され、そこで生活する意義を失わせる状況が生じたといえる。よって、玉野地区の住民の生活が「根底から毀損された」という評価は何ら過剰ではない。

なお、「根底から毀損された」とは言っても、本和解案は、その状況が一切緩和されることなく続いているとの認定をしたものではない。本和解案第2の3（3）イ対象期間の部分で述べているとおり、本和解案は、少なくとも本件事故後平成23年12月までの期間においては、玉野地区の住民一般において玉野地区特有の生活阻害と生活再建への不安等を感じざるを得なかったと認められ、共通に賠償されるべき損害が認められると判断しているのである。かかる対象期間における状況について、玉野地区の住民の生活が根底から毀損さ

れ、生活再建への具体的な兆しが見えないことによる深刻な不安等を抱かざるを得ない状況であったと評価したことは何ら過剰ではなく、本和解案は、むしろ、少なくとも共通に損害が生じたと考えられる時期を慎重に判断して評価しているのであるから、被申立人の批判は当たらない。

ウ (3) 「放射能汚染について」について

本和解案が玉野地区は「非常に高い線量の放射能汚染を被った」と評価したことについて、被申立人は、同地区の空間放射線量は平成23年4月29日時点で毎時3.8 μ Svを超えておらず、科学的知見に基づけば年間積算線量20mSv（時間換算値では毎時3.8 μ Sv）の被ばくの健康リスクは小さいから、「非常に高い」という評価は受け入れられないと主張する。

しかし、本和解案は、玉野地区が高濃度の放射性物質が飛散した方角上に位置していること（放射線量等分布マップ）、平成23年5月には玉野地区の中でも伊達市霊山町石田地区や飯舘村に面した南側で特に高線量の地点（最大で毎時3.7 μ Sv）が多数存在すること（第2次航空機モニタリング）、平成23年8月に特定避難勧奨地点の指定の可否を判断するための環境放射線モニタリング詳細調査がそのほぼ全域で実施されたこと、この詳細調査の結果、最大で毎時2.8 μ Sv（高さ1m）や毎時3.3 μ Sv（高さ50cm）という数値が測定されたことなど、客観的な資料に基づいて玉野地区の放射線量は「後に自主的避難等対象区域に指定された地域の中でも非常に高い線量の放射能汚染を被った」と評価した（第2の2（3））。

被申立人は、あたかも年間積算線量が20mSvを超えない限り「非常に高い」と評価することが誤りであるかのように述べるが、本和解案が認定した損害は、一定以上の空間放射線量が測定されること自体によって誰もが感じるであろう健康被害に関する精神的苦痛とは異なるのであるから、被申立人の批判は当たらない。また、被申立人自身も、その程度についての評価や表現の差はあるものの、自主的避難等対象区域の中で玉野地区の線量が比較的高かったことを否定していないことは受諾勧告書1でも指摘したとおりである（第2の2）。

- (4) 以上のとおり、被申立人が回答書3で主張する内容は、いずれも、本和解案の事実認定や評価を合理的に批判するものとはいえない。

3 回答書4について

(1) はじめに

回答書4において被申立人が主張する内容の大半は、既に回答書1ないし3で主張した内容と実質的に同趣旨のものである。かかる被申立人の主張が、本和解案が認定した損害等を合理的に否定する根拠たり得るものでないことは、受諾勧

告書1並びに上記1及び2で詳細に説明したとおりである。

以下では、被申立人が回答書4で付加ないし補足した主張及び提出証拠（本和解案提示前に被申立人が主張等していた内容を含む。）、並びに被申立人が特に繰り返し主張する点を取り上げる。

(2) 付加ないし補足された主張及び提出証拠について

ア 「申立人らの約9割の世帯が玉野地区での生活を継続している」「平成27年11月11日の現地調査の時点において、従前と変わりがないと思われるような生活が営まれていた」との主張について

被申立人は、「申立人らに対するアンケートによれば申立人らの約9割の世帯が玉野地区での生活を継続していること」や、「平成27年11月11日の現地調査の時点において、玉野地区住民の方々が、従前と変わりがないと思われるような生活を営まれていたこと」などを踏まえると、玉野地区住民の生活が根本から毀損されたとはいえない旨を主張する。

しかし、「申立人らに対するアンケートによれば申立人らの約9割の世帯が玉野地区での生活を継続している」との主張については、上記2(3)イで述べたとおりであり、約4割の世帯において、家族の全部または一部が玉野地区での生活を中断して自主的避難を実行しているのであるから、避難をしなかった人がいる世帯が約9割あるといっても、約9割の世帯において本件事前と同様の家族構成による生活が継続されていたというわけではなく、家族の一部が避難するなどにより家族構成に変動が生じ、生活の基盤に大きな変化があった世帯が多く存在したことが明らかであるから、被申立人の上記指摘は不正確なものであると言わざるを得ない。

また、現地調査の結果について、「従前と変わりがないと思われるような生活を営まれていた」と主張する点については、まず、現地調査において、本件事後の変化と認められる事実が多数確認されたことを見落とした評価であると言わざるを得ない。すなわち、現地調査では、本件事後に栽培を中断したために荒れ地のようになってしまった山菜畑や、やはり栽培を中断したために一面が雑草で覆われてしまった大規模な野菜畑の状況、また、ゼオライトを撒いて放射能汚染への対策を取りながら規模を縮小して自家消費野菜の栽培をしている様子、基準値を超える放射性物質が検出された牧草が所有地内に積み上げられている様子、害獣被害の状況や放射性廃棄物の仮置き場の状況など、本件事後の変化と認められる事実が多数確認されている。

そして、本和解案が対象期間とした平成23年3月から12月の当時と現地調査が行われた平成27年11月とでは、約4年の隔りがある。その間には、線量が一定程度低下し、住宅や田畑、牧草地等の除染もそれぞれ開始されるなどしており、その約4年の間に、事故後中断した家庭菜園等を規模

を縮小するなどして再開した申立人がいることは、その陳述書等からも明らかなのであるから、現地調査の時点において、家庭菜園が一定程度営まれているなど、ある程度従前の生活に近い生活が営まれているように見受けられたとしても、かかる事実のみをもって、平成23年当時の日常生活阻害等を否定できるものではない。

したがって、被申立人の上記主張は、本和解案が認定した事実やその評価を否定する根拠たり得るものではない。

イ 裁判例について

被申立人が回答書4で新たに指摘する裁判例（奈良地裁平成22年3月30日判決、控訴審大阪高裁平成23年7月13日判決）は、ダム周辺地区の原告住民らが、試験湛水を原因とする地滑りで転居することになったとして、被告国に精神的損害等の賠償を求めた事案であり、被申立人は、同裁判例の「実際に白屋地区住民の共同体意識が破壊されたか否かはさておくとしても、・・・、それは法的に保護された価値とまではいい難い」（地裁判決）との判示を引用し、本和解案が認定した自治機能の低下や地区消滅の可能性自体は、法律上保護された利益の侵害を基礎付ける事実とはいえない旨主張する。

しかし、本和解案は、里山地域である玉野地区の住民らの結びつきによって形成され、その安全かつ安定した生活を支えていた地域コミュニティの持つ自治機能等が大きく損なわれたことなどを損害の根拠として認定しているところ、同地裁判決が慰謝料の発生を基礎づける価値とまではいい難いとした「共同体意識」なるものが、これと同じものであると認められるわけではないのであるから、被申立人の主張は妥当しない（なお、同裁判例の事案では、原告（控訴人）住民らは土地などの財産的損害について少くない金額の補償を既に受けているところ、控訴審では、控訴人住民らの精神的損害が全て補償により填補されたとは認められないとして、請求を棄却した原判決を変更し、控訴人住民らに各90万円の慰謝料を認めている。）。

(3) 被申立人が繰り返し主張する点について

本和解案が、玉野地区は「非常に高い線量の放射能汚染を被った」と評価したことについて、被申立人は回答書4でも、「玉野地区は年間積算被ばく線量が20mSvを超えない自主的避難等対象区域であることから、玉野地区の空間放射線量が非常に高いとの評価は受け入れられません」と述べる。また、本件事故時に東京都に居住していた個人が放射線被ばくへの慰謝料を求めた裁判例（東京高裁平成28年1月13日判決）に言及して「年間積算被ばく線量が少なくとも20mSvを超えない以上、申立人らの「生命、身体、財産に対する具体的な危険」は存在せず、申立人らに生じたとされる被害は法律上保護されない」と述べる。これらは被申立人が回答書1ないし3でも主張していた内容である。

かかる主張が本和解案の不正確な理解に基づくものであって、本和解案を合理的に批判するものでないことは、受諾勧告書1で既に説明したとおりである（第2の1ないし3）。

- (4) 以上のとおり、被申立人が回答書4で主張する内容も、本和解案が認定した損害等を合理的に批判するものではない。

4 結語

以上のとおり、被申立人が回答書2ないし4において付加ないし補足した主張や提出証拠（裁判例）を検討しても、何ら合理的な和解案拒否理由を見出すことはできない。

また、被申立人が繰り返し主張する、積算放射線量が年間20mSvを超えていたと認められなければ追加賠償としての精神的損害を認めるべき法益侵害は発生しない旨の反論についても、本和解案が認定した損害とは異なる損害について論じた反論であって、本和解案を合理的に批判するものでないことは、既に繰り返し説明したとおりである。

よって、仲介委員は、改めて被申立人に対し、速やかに本和解案を受諾するよう勧告する。

以上